

認知症対応型共同生活介護サービス(グループホームあかり)

重要事項説明書

(令和6年6月1日現在)

(1) ご利用施設

名 称 グループホーム あかり
所在地 栃木県矢板市扇町2丁目8番地34
電 話 0287-44-2115

(2) 特徴

グループホームは、少人数の生活の場で、出来るだけ家庭に近い環境の下で共同生活を送って頂きます。日常生活では入居者とスタッフとが一緒に炊事、洗濯、掃除、買い物等、出来る限り共同で行うことで、日頃忘れかけている事を再び呼び戻すことに努めると共に、精神的安定の確保に努めます。入居者一人ひとりに即したサービスの提供が出来るよう個別援助計画を作成し、入居者に安定した生活が送れるように側面的援助を行います。

(3) 主な施設

	あかり西棟	あかり東棟	
食堂兼居間	1カ所	1カ所	入居者の憩いの場
便 所	3カ所	3カ所	
浴 室	1カ所	1カ所	
居 室	9室	9室	全個室対応

(4) 職員体制(常勤換算)

【西棟】

従業員の種類	常 勤	保有資格
管理者	1名 (介護従業者兼務)	介護福祉士
計画作成担当者	1名 (介護従業者兼務)	介護福祉士・介護支援専門員
介護従業者	6.0名以上	介護福祉士・介護職員初任者研修等

【東棟】

従業員の種類	常 勤	保有資格
管理者	1名 (介護従業者兼務)	介護福祉士
計画作成担当者	1名 (介護従業者兼務)	介護福祉士・介護支援専門員
介護従業者	6.0名以上	介護福祉士・介護職員初任者研修等

(5) 勤務時間体制

勤務	時間	
遅番	10:30～19:30	日中は、入居者9名に対して 3～4名の職員体制を原則とする。
日勤	8:30～17:30	
夜勤	16:30～9:30	

(6) 営業時間

24時間 365日

(7) 利用料

○介護保険料個人負担金（1割負担の方・1ヵ月30日とした場合）

（単位：円）

要介護度	① 基本料金		②		③		④	⑤	1ヶ月合計 (30日とした場合) ①+②+③+④+⑤
	1日	1ヵ月	1日	1ヵ月	1日	1ヵ月	1ヵ月	1ヵ月	1ヵ月
要支援2	749	22,470	37	1,110	22	660	200	4,546	28,986
要介護1	753	22,590	37	1,110	22	660	200	4,568	29,128
要介護2	788	23,640	37	1,110	22	660	200	4,763	30,373
要介護3	812	24,360	37	1,110	22	660	200	4,897	31,227
要介護4	828	24,840	37	1,110	22	660	200	4,987	31,797
要介護5	845	25,350	37	1,110	22	660	200	5,082	32,402

*初期加算・・・30円（入居後30日以内の期間に限り初期加算があります。）

*退去時情報提供加算・・・250円（入居者が医療機関へ入院し退居となった際、生活上の留意点や認知機能等にかかる情報を提供した場合）

②医療連携加算・・・病院等との連携により看護師を1名以上確保し、24時間連絡できる体制を確保する事。また、重度化の対応指針を定め入居の際に、利用者又は家族にその内容を説明し、同意を得ている事。

③サービス提供体制強化加算Ⅰ・・・介護福祉士資格者が一定以上雇用されている事。

④生活機能向上連携加算Ⅱ・・・医師等がグループホームを訪問し、職員と身体状況等の評価を共同して行い、計画作成担当者が生活機能の向上を目的とした認知症対応型共同生活介護計画を作成する事。

⑤介護職員等処遇改善加算 = (① + ② + ③ + ④) × 18.6% 《加算率》

【負担割合について】

2割負担・3割負担の方については、上記の金額に対して「×2」「×3」とした金額になります。負担割合については、介護保険負担割合証をご確認下さい。

○基本料金（1ヵ月30日とした場合）

内 訳	1 日	1ヵ月	備 考
家 賃	1,400 円	42,000 円	全室個室です。
水道・光熱費	600 円	18,000 円	電気、水道、ガスなど(諸般の事情により変更する場合があります。)
食 費	1,425 円	42,750 円	食材費(朝 220 円、昼 530 円、夜 520 円)・おやつ、お茶等 155 円
日用品費	150 円	4,500 円	石鹸類、シャンプー、リンス、化粧水、ちり紙類、歯磨き粉・うがい薬、保清(綿棒・かみそり)など
教養娯楽費	100 円	3,000 円	新聞、雑誌、ビデオソフト、CD 類、写真等、レクリエーション材料、遊具(折紙・習字紙・絵の具等)など
小 計	3,675 円	110,250 円	

○加算料金・・・1日100円

- ・電気代として、テレビ・電気毛布等の持ち込み家電など

○その他の実費

- ・紙おむつ代や廃棄料・趣味の材料費や理美容代等は、自己負担となります。
- ・日常生活の中で特別に行事をおこなった場合に参加された方のみ自己負担いただきます。
(入館料、入場料、月1回程度の外食など)

○入居時預り金

- ・入居時 70,000 円(退去時に返金致します)。

※居室内において通常使用範囲外の修繕等が発生した場合に精算致します。

(8) 緊急時の対応法

入居中に容体の変化等があった場合は、事前に聞き取りを実施した家族の希望を踏まえ、入居者本人の主治医の指示を受け対処する。

(9) 退去について

次の場合には退去とする。

- ① 入居者又は家族が退去を申し出たとき、本人が死亡したとき。
- ② 要介護認定により、自立又は要支援1と判定されたとき。
- ③ 極端な暴力行為や自傷行為により共同生活を送ることが困難となったとき。
- ④ 入院や継続的な治療が必要となり、共同生活が困難となったとき。

(10) 苦情・相談について

サービス内容に関する苦情・相談の受け付け窓口

- ・グループホームあかり 担当者 管理者 関谷 明子
電 話 0287-44-2115
- ・ケアセンター矢板 センター長 赤塚 邦孔
電 話 0287-47-7005

<第三者苦情・相談窓口>

- ・矢板市(高齢対策課)

電話番号 0287-43-3896

・国民健康保険団体連合会（栃木県国民健康保険団体連合会）

宇都宮市本町3番9号 栃木県本町合同ビル6階

電話番号 028-643-2220

利用者からの苦情を処理するために講じる措置の概要

事業所又は施設名	グループホーム あかり
申請するサービスの種類	認知症対応型共同生活介護

措置の概要

1、利用者からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口(連絡先)、担当者の設置

- ・常設窓口 栃木県矢板市扇町2丁目8番地34
- ・事業所名 グループホーム あかり
- ・電話 0287-44-2115
- ・担当者 管理者 関谷 明子

- ・事業所名 ケアセンター矢板
- ・電話 0287-47-7005
- ・責任者 センター長 赤塚 邦孔

第三者苦情相談窓口

- ・矢板市役所高齢対策課
- ・電話 0287-43-3896

2、円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順

- (1)、苦情処理台帳に記載。
- (2)、苦情についての事実確認を行う。
- (3)、苦情処理方法を記載し、管理者の決済を得る。
- (4)、苦情処理について関係者との連携を行う。
- (5)、苦情処理の改善については利用者に確認を行う。
- (6)、苦情処理は1日以内で行うことを原則とする。
- (7)、苦情処理についての成果等を台帳に記入し、職員全体で確認し再発を防止する。

3、その他の参考事項

- ・普段からミーティングや研修の実施等で苦情が出ないように、サービスの提供を心がける。

重要事項説明確認書

グループホームあかりのサービス提供に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

グループホームあかり

職名 管理者 氏名 印

私は、本書面に基づいて重要事項の説明を受けたことを確認いたします。

【利用者】

住所

氏名 印

【利用者代理人】

住所

氏名 印